

資料-15 利用料金の減額・免除の考え方

事業者は、川崎市余熱利用市民施設条例施行規則（以下「規則」という）第8条及び川崎市余熱利用市民施設管理運営要綱（以下「要綱」という）第3条の規定に基づいて利用料金の減免を行うこと。減免の申請については、規則第9条の規定に基づいて行うこととする。なお、減免による利用料金の減収については、サービス対価に当該減収分が見込まれているものとし、市からの補填等の措置は行わない。

○全施設について全額免除する場合

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添者が利用する場合
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が利用する場合
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者が利用する場合
- ・公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により、市長の認定に係わる公害医療手帳の交付を受けている者及び川崎市公害健康被害補償条例施行規則（昭和49年規則第107号）第6条の規定により、川崎市公害医療手帳の交付を受けている者、並びにその付添者が利用する場合
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその付添者が利用する場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者が利用する場合
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用する場合

○温水プールについて全額免除する場合

- ・幼児、小学生、中学生及び高校生が、学校の夏期休業期間を除く毎週土曜日に利用する場合。ただし、その保護者は除く。

○温水プールについて5割相当額を減額する場合

- ・市又は教育委員会が共催又は後援する行事に参加するため、温水プールを利用する場合
- ・市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために利用する場合